

令和5年12月12日  
銚子地方気象台

## 大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準廃止について

銚子地方気象台は、地震の揺れを考慮して木更津市に適用していた大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準を廃止し、令和5年12月19日13時より通常基準による運用に戻すこととします。

令和5年5月11日4時16分頃の千葉県南部の地震により、震度5強を観測した木更津市では、地盤が脆弱になり雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の基準（土壌雨量指数基準）について、通常の8割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）は、地震発生後の降雨状況と土砂災害の関連を調査し、土砂災害警戒情報の発表基準と整合を取りつつ、適切な見直しを行うこととしております。

今般、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表している土砂災害警戒情報の暫定基準を、令和5年12月19日をもって廃止することに伴い、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととします。これにより、千葉県において暫定基準で運用している市町村はなくなります。

1. 暫定基準の廃止日時  
令和5年12月19日 13時
2. 暫定基準を廃止して通常基準とする市  
木更津市

なお、土砂キキクル<sup>※</sup>についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用していただけます。

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。

詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

問合せ先：銚子地方気象台 土砂災害気象官 電話 0479-23-7705